

新型コロナウイルス感染症に関する公欠の取扱いについて

2025 年 4 月 28 日

保 健 委 員 会

新型コロナウイルス感染症について、公欠期間等を以下のとおり定めます。

なお、この取扱いは 2025 年 5 月 1 日より運用することとします。

1. 公欠期間について

新型コロナウイルスの検査結果（※1）が陽性であった場合、以下のとおり公欠となります。

公欠期間 (発症日を 0 日目 (※2) とする)	5 日経過、かつ症状軽快後 24 時間経過まで (解熱剤等を服薬せずに解熱していること)
必要な対応	1 授業を欠席するとき 担任教員及び欠席する授業の教員にメールで報告
	2 公欠期間が終了したとき 公欠期間終了後、7 日以内に、以下の書類を事務局学生・就職支援担当に提出（メール可：E-mail: gakusei@spu.ac.jp） ①公欠届 ②医療機関での検査結果（ない場合は、検査を実施したことが記載されている診療明細書など）
	3 公欠期間後に出席するときの注意点 発症日から 10 日間程度は、感染力が残存することがあるので、マスクの着用を特に推奨する。また、高齢者等のハイリスク者との接触をできるだけ控えること。

(※1) 医療機関で受検した PCR 検査及び抗原検査

(※2) 無症状の場合、検体採取日を 0 日目とする

2. 風邪様症状の時、同居家族等が感染した時の対応について

以下の場合、原則として公欠にはなりません、ご自身に風邪様症状がある場合には出席を控え、療養に努めてください。

1) 風邪様症状があって、新型コロナウイルスの PCR・抗原検査を受検していない場合または検査結果が陰性の場合（病欠扱い）：

- ・ただし、学校保健安全法で定められた学校感染症の場合は、公欠となります。
（「学生便覧 2025」18 ページ参照）
- ・体調回復後、各自の判断で登校再開可能ですが、その際にはマスクの着用を推奨します。

2) 同居家族が陽性になった場合で、本人が PCR・抗原検査を受検していない場合または検査結果が陰性の場合：

- ・本人の体調が良く、授業に出席する場合は、マスクの着用を特に推奨します。

なお以下のような授業では、指導教員が授業での感染対策の必要性等から欠席を指示した場合、公欠となることがありますので、指導教員に確認してください。

- ・討論など、授業の必要性からマスクを外した状態での会話が行われるもの
- ・歌唱や学生が密集する活動など、飛沫の飛散が予想されるもの
- ・学外実習を控え、実習施設など外部への感染拡大が懸念されるもの
- ・その他、感染拡大防止の観点から必要と判断されるもの

指導教員が欠席を指示した旨、事務局学生担当に報告があった場合、別途公欠手続きの指示をします。これによる公欠の期間は「1」の期間より長くなることはありません。

なお、臨地実習前および実習中の取扱いについては、実習施設及び実習担当教員の指示に全面的に従ってください。

3. ワクチン接種時の公欠期間について

新型コロナウイルスワクチンの接種による副反応で欠席した場合、以下のとおり公欠となります。

公欠期間 (発症日を0日目とする)	解熱後 12 時間経過まで (解熱剤等を服薬せずに解熱していること)
必要な対応	1 授業を欠席するとき 担任教員及び欠席する授業の教員にメールで報告
	2 公欠期間が終了したとき 公欠期間終了後、7 日以内に、以下の書類を事務局 学生・就職支援担当に提出（メール可） ①公欠届 ②接種済証（ワクチンのロット No.がわかるもの）

4. 日頃から気を付けるべきこと

(1) 日常生活における対策

自分が感染しない、また、他人を感染させないため、以下の対策に努めてください。

「自分自身が他人へ感染させる危険があること」を常に念頭におきましょう。

これらの対策は、インフルエンザなどの他の感染症にも有効です。

① 基本的な対策（推奨）

- ・飛沫（含：エアロゾル）感染予防： ①不織布マスク ②咳エチケット ③換気
 - ・接触感染予防： ①アルコール手指消毒 ②机などの消毒 ③物の共有を避ける
 - ・免疫力アップ： ①保温（冷え防止） ②栄養 ③休息・睡眠 ④適度な身体活動
 - ・自己の健康管理：①健康観察 ②行動記録 ③体調不良時はためらわず休む
- ※「健康観察票」「行動記録票」の提出は必要なくなりますが、健康管理のために体温等の記録を行うことを推奨します。

※ワクチン接種後も、上記の「基本的な対策」を継続しましょう。

② 飲食時における注意

- ・特に飲み会、懇親会やコンパ、カラオケ等、飲酒やマスクを外しての会話を伴う行事や会食は感染リスクが高まります。

(2) 臨地実習における対策

- ・高齢者、基礎疾患をもつ患者、障がい者等の方々は、いったん感染すると重症化・死亡のリスクが高いため、こういった方々と接する場合は、細心の注意を払う必要があります。
- ・特に「臨地実習」で学外の医療機関、福祉施設などに出向く際には、「医療関係者（の卵）」としての厳しいモラルが要求されます。実習前の一定期間、アルバイトを禁止している学科もあります。学外実習の担当教員の指示に全面的に従ってください。